

# GAMAGORI

蒲郡市 企業誘致パンフレット  
蒲郡市 産業政策課 産業立地推進室

蒲郡から  
無限の可能性を



# 港の紹介

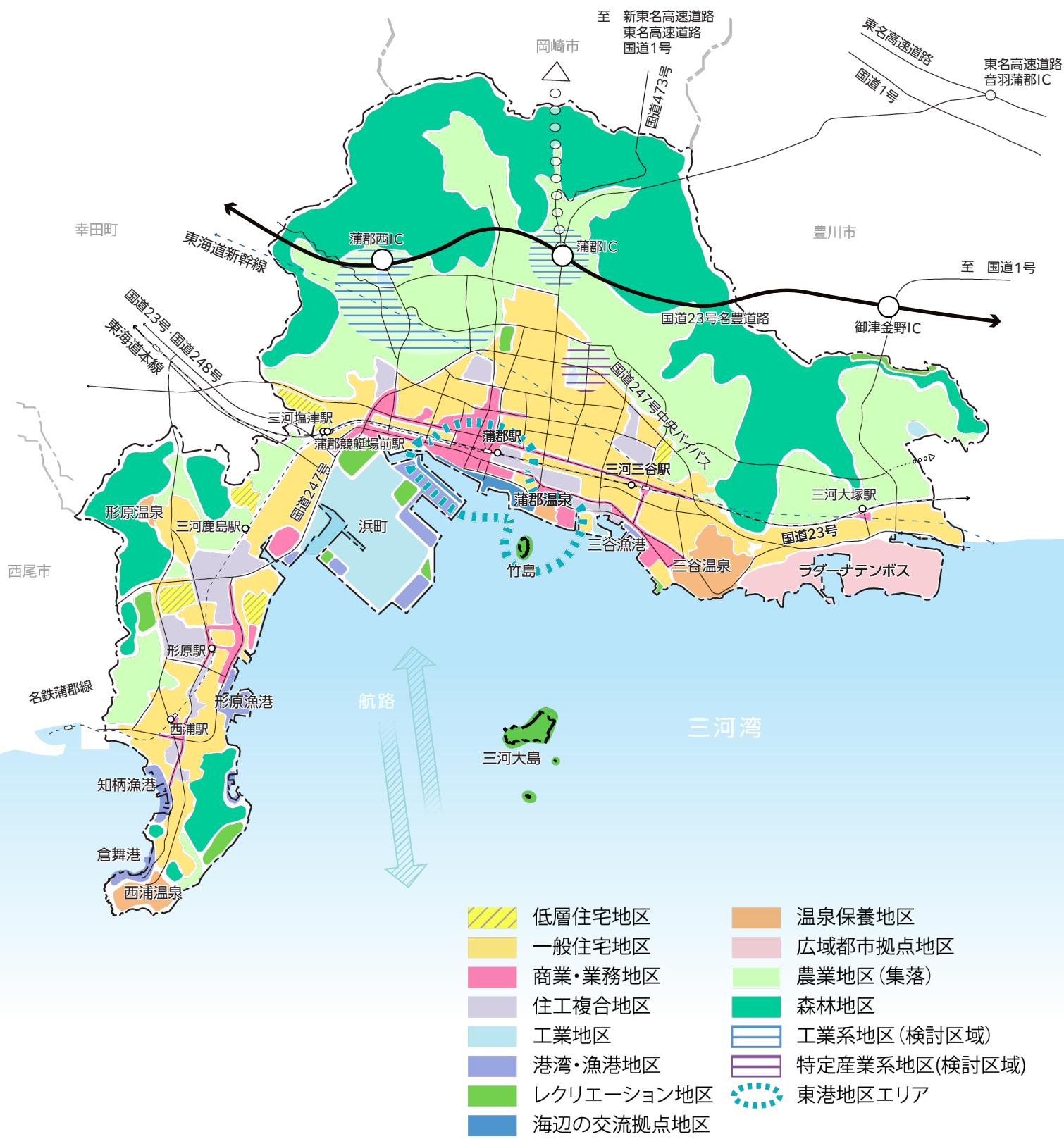
新東名高速道路、東名高速道路、国道1号線、国道23号名豊道路と4つの横軸幹線道路から最も近い三河港蒲郡地区は、完成自動車輸出台数が250万台を超える(2021年)貿易港であり、蒲郡市の産業基盤、地域振興の要となっています。また、蒲郡埠頭11号岸壁(延長380m)が供用されており、観光面や防災面での活用もされています。



## 浜町進出企業

1 (有)榎本プロパン	38 田邊工業(株)	65 辰広商事(株)
2 (有)ビゾー環境	39 竹本油脂(株)	66 東海液化瓦斯浜町太陽光発電所
3 (有)ビゾー環境	40 ミンテックジャパン(株)	67 関西エルトファブリック(株)
4 (株)小田鐵工	41 竹本油脂(株)	68 (株)ニデック
5 又一繊維工業協同組合	42 (株)ニデック	69 (株)ニデック
6 ミナト運輸(株)	43 飯島精密工業(株)	70 エス・イー・ティー(株)
7 サーラ物流(株) 蒲郡営業所	44 (株)豊昭鉄工所	71 (株)山治紙業
8 名鉄自動車整備(株)	45 愛知海運(株)	(株)誠宇ジャパン
9 ホイテクノ物流(株)	46 岡崎製材(株)	72 (株)スタイ
10 新日工業(株)	47 (株)吉見製材所	73 エス・イー・ティー(株)
11 (株)小田鐵工	48 ホイテクノ物流(株)	74 日本通運(株)
12 (株)金トビ志賀	ミナト運輸(株)	75 (株)小田鐵工
13 日鉄物流大阪(株)	49 フドー(株)	76 マルカ建設(株)
14 鈴中工業(株)	50 フドー(株)	77 (株)アイシン
15 ホイテクノ物流(株)	51 (株)ウッドワン	78 (株)アイシン
16 (株)錦屋	52 (株)ニヤクコーポレーション	79 ヤマハ発動機(株)
17 ミナト運輸(株)	53 蒲郡港営施設(株)	80 (有)竹内工業
18 ホイテクノ物流(株)	一般社団法人日本貨物検数協会	81 (株)渡辺
19 (株)戸部	(株)Aワールド	82 (株)山兼
20 衣浦物流(株)	(株)石黒運送	83 (株)山兼
21 蒲郡運送(株)	(株)エバーウイン	84 (株)スズキライフステージ
22 (株)ニデック	(株)ピュアオフィス矢車草	85 (株)山兼
23 (株)近藤製作所	54 (株)ニデック	86 (有)ナガタ製瓦園
24 (有)木村鉄工所	55 (株)西浦化学	87 積水ナノコートテクノロジー(株)
25 日本通運(株)	56 コーベベビー(株)	88 三菱自動車工業(株)
26 日本通運(株)	57 コーベベビー(株)	89 JOT ソーラーステーション蒲郡
27 竹本油脂(株)	58 ミナト運輸(株)	(日本石油輸送グループ)
28 日鉄めっき鋼管(株)	(株)高正	90 幸南工業(株)
29 積水ナノコートテクノロジー(株)	59 (株)江間忠ホールディングス	91 上野ロジケム(株)蒲郡事業所
30 (株)三浦組紐工場	江間忠木材(株)	上野輸送(株)蒲郡事業所
31 (株)三浦組紐工場	江間忠ウッドベース(株)	
32 (株)西浦化学	60 竹本油脂(株)	92 ENEOS (株)
33 中部共栄運輸(株)	61 (株)マルダイ畠川	93 愛知蒲郡バイオマス発電 (同)
34 斎藤鋳造(株)	62 東京戸張(株)	94 (株)ジェイテクトコラムシステム
35 ハーバー生コン(株)	63 辰広商事(株)	
36 (株)蒲郡舗装	(株)魚かね水産	
37 日新化成工業(株)	64 (株)酒伊組	

# 土地利用方針図



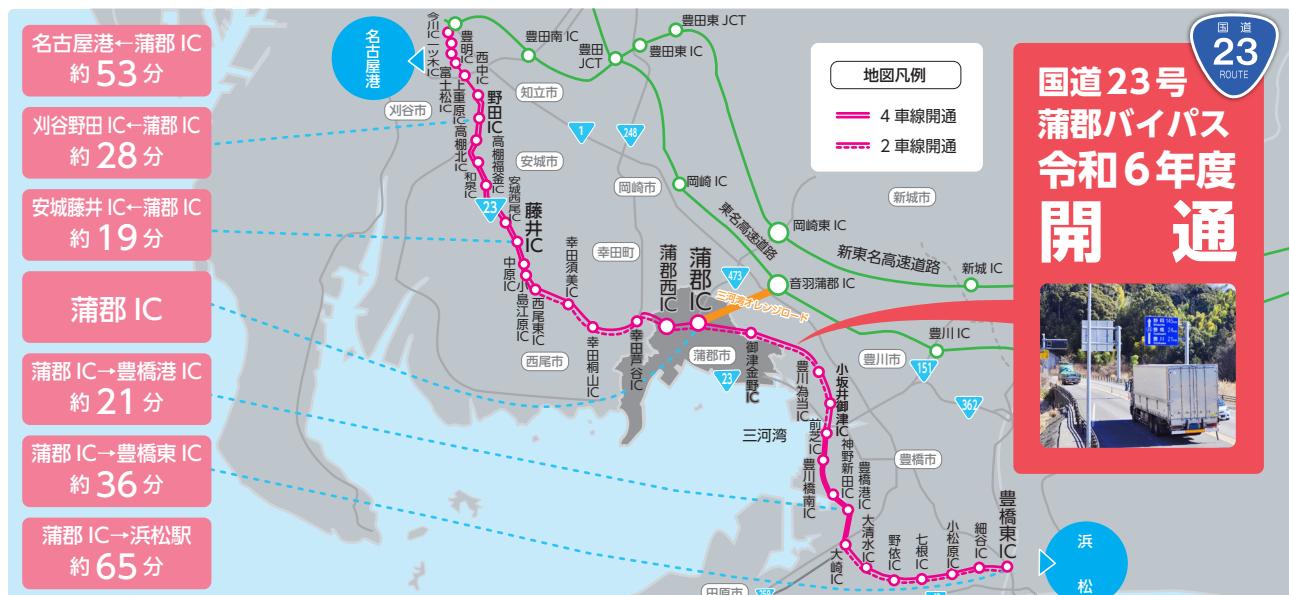
## 蒲郡市アクセスマップ

■陸路・海路・空路 多様なアクセスに対応可能



## ■東西へのアクセスがよい蒲郡

国道23号名豊道路は、ほぼ全線が高架の自動車専用道路です。途中に信号はひとつもありません。



(バイパス区間は60km/hとして計算)

## ■ 港へのアクセス



# 支援制度

## 補 助 制 度

### ①「建物・機械設備」に対する補助金

制 度	蒲郡市企業再投資促進補助金		新あいち創造産業立地補助金 B タイプ		21世紀高度先端産業立地補助金		
実施主体	蒲郡市 (新あいち創造産業立地補助金 A タイプ併用)		愛知県		愛知県		
対象	製造業・ソフトウェア業に係る工場・研究所を新設または増設する企業		製造業・ソフトウェア業に係る工場・研究所を新設または増設する企業		製造業・ソフトウェア業に係る工場・研究所を新設または増設する企業(中小企業は研究所に限る)		
立地年数	原則 20 年以上、市内に工場等が立地(市内で 10 年以上の立地があれば、周辺市町での立地年数を加算可能。)						
分野	①市長が認めた分野 ②東三河地域の集積業種 		自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連分野		航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連分野		
補助対象要件	雇用要件	【大企業】(みなし大企業含む)	【中堅・中小企業】	【大企業】(みなし大企業含む)	【中堅・中小企業】	【大企業】(みなし大企業含む)	【中堅・中小企業】
		常用雇用者 50人以上維持	常用雇用者 25人以上維持	常用雇用者 10人以上増加	常用雇用者 5人以上増加	(工場) 常用雇用者 10人以上増加 (研究所) 雇用要件なし	(工場) 5人以上 (研究所) 雇用要件なし
	投資規模	25 億円以上	1 億円以上	25 億円以上	2,000 万円以上	(工場) 50 億円以上 (研究所) 5 億円以上	(工場) 2 億円以上 (研究所) 2 億円以上
	その他	・工事着手 30 日前までに申請すること ・過去に同一の工場等の同一の業種において蒲郡市企業立地促進補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けたことがないこと		・工事着手 30 日前までに申請すること ・過去に同一の工場等の同一の業種において愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けたことがないこと		工事着手 30 日前までに申請すること 投資額が 300 億円を超える場合は要件が異なります。	
	補助額	土地を除く固定資産取得費用の 8% (限度額 10 億円)	土地を除く固定資産取得費用の 10% (限度額 10 億円)	土地を除く固定資産取得費用の 8% (限度額 10 億円)	土地を除く固定資産取得費用の 10% (限度額 10 億円)	土地を除く固定資産取得費用の 10% 限度額 100 億円、 投資額 300 億円以下の場合: 10 億円	

### ②「研究開発・実証実験」に対する補助金

制 度	新あいち創造研究開発補助金		
実施主体	愛知県		
対象	大企業、中堅企業、市町村(実証実験のみ)、中小企業(採択実績がない又は原則創業 10 年未満の場合はスタートアップ・トライアル枠も可)		
分野	(1) 次世代成長分野等(次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット分野等) (2) デジタル(AI)分野(半導体、情報処理、高度情報通信インフラ分野) (3) カーボンニュートラル分野(洋上風力発電、次世代型太陽電池、蓄電池、水素・アンモニア、CO2 活用・削減分野)		
補助率	【大企業】 原則 1 / 3 以内	中堅企業及び市町村 原則 1 / 2 以内	中小企業 2 / 3 以内
補助限度額	・デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠、一般枠、実証実験 : 1 億円 ・スタートアップ・トライアル枠 : 1,000 万円		
補助事業期間	最大 2 年間(研究開発(一般枠)において適用)		
受付時期	年 1 回(例年 3 月 ~ 4 月)		

### ③「賃借型オフィス」に対する補助金

制 度	蒲郡市ワーケーション企業誘致 促進事業費補助金	制 度	新あいち創造産業立地補助金 C タイプ		
実 施 主 体	蒲郡市	実 施 主 体	愛知県		
補助 対象 要件	対 象	法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第6号に規定する公益法人等、同項第7号に規定する協同組合等及び同項第9号に規定する普通法人(法人格を有する見込みのあるものを含む。)	対 象	県内初進出	事業拡大
	分 野	制限なし (オフィス以外の工場、倉庫、店舗等は除く)	分 野	県内に拠点のないソフト系IT企業が新たにオフィス(シェアオフィス等を含む)を設ける場合※1	STATION Ai 転出
	対象期間	開設から当該年度末まで(最大5年間)	補助 対象 要件	・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 (調査業等は除く) ・インターネット付随サービス業	
	補助対象経費	オフィス賃借料 ※敷金、礼金、共益費、光熱水費及び駐車場代その他これらに類する諸経費は除く		IT技術者が2名以上常駐すること(3名以上の交代勤務でも可)※2	STATION Ai 転出企業
	補 助 率	通信回線料 ※当該オフィスで利用するインターネット接続、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバー、ドメインの利用料		①認定申請時の常用雇用者数を維持すること ②県内のオフィス面積が30m <sup>2</sup> 以上増床すること	認定申請時の常用雇用者数を維持すること
	雇 用 加 算	1年目:8/10以内 2年目:5/10以内 3年目:4/10以内 4年目以降:2/10以内	補助対象経費	オフィス賃借料、機器リース料、通信回線料、オフィス移転・改修費	
	そ の 他	市内に住所を有する常用雇用者のうち 雇用保険加入者:25万円/人 雇用保険・社会保険加入者:50万円/人	補助率	50%以内※3	30%以内※3
		市内に当該法人が経済活動を行う場所を有していないこと 3年以上計画的に補助事業を実施する見込みがあること (次年度以降)補助対象期間の末日において市内に住所を有する常用雇用者を1名以上雇用していること 賃貸借契約締結の30日前までに事前確認が必要です。	対象期間	IT技術者への雇用加算 50万円/人	最大2年間 (オフィス移転・改修費は初年度のみ)
	補 助 限 度 額	1年目:360万円、2年目:240万円 3年目:200万円、4年目以降:100万円	補助限度額	初年度:1,000万円 2・3年目:350万円	初年度:700万円 2年目:300万円
			受付時期	オフィスの賃貸借開始等の30日前まで	
			そ の 他	※1 当該オフィスで開発・提供する製品及びサービスの導入が、本県産業のDX化等に影響・効果があることが必要 ※2 事業計画、雇用契約の内容、組織図、所有資格、勤務状況等に基づき総合的に判断 ※3 国・市町村等の補助金を併用する場合、共通する補助対象経費は県補助金と合わせて2/3以内	

### 税 制 優 遇 制 度

#### 「立地・機械設備」に対する優遇制度

制 度	固定資産税の特例	
実 施 主 体	蒲郡市	
概 要	労働生産性(年平均3%)が向上する先端設備を導入、および賃上げ表明(1.5%以上または3%以上)した場合、その設備に係る固定資産税を軽減。	
軽 減 額	【大企業】(みなし大企業含む)	【中堅・中小企業】
そ の 他	※大企業の子会社には特例の適用はありません。設備取得前に先端設備導入計画書を提出し、認定を受ける必要があります。 (窓口は蒲郡市産業政策課)	

制 度	地方拠点強化税制			
実 施 主 体	愛知県			
概 要	地方への新たな人の流れを生み出すことを目的として、事業者（企業等）が東京 23 区にある本社機能の地方移転や、地方にある本社機能の拡充を行う場合に、課税の特例等の優遇措置が受けられる制度です。			
	<b>移転型事業</b> 東京 23 区にある本社機能を移転し、特定業務施設（本社機能を有する事務所、研究所、研修所）を整備する事業 <b>拡充型事業</b> 県内にある本社機能を拡充、又は、東京 23 区以外の地域から本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業			
	<b>オフィス減税</b>	<b>雇用促進税制</b>		
	認定を受けた事業者が、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備又は構築物に係る法人税の特別償却又は税額控除のいずれかの適用を受けることができます。			
補 助 内 容	<b>移転型事業</b> 特別償却：25% or 税額控除：7%	<b>拡充型事業</b> 特別償却：15% or 税額控除：4%	<b>移転型事業</b> 初年度の税額控除：一人当たり、最大 90 万円 3 年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 170 万円 ※このうち、最大 120 万円は、オフィス減税と併用可能	<b>拡充型事業</b> 初年度の税額控除：一人当たり、最大 30 万円
そ の 他	蒲郡市内では、海陽町、柏原町、五井町、平田町、清田町、浜町の一部が対象区域に指定されています。 愛知県に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の申請を実施し、認定を受ける必要があります。			

## 規 制 緩 和

### 工場立地法の 緑地面積率の緩和

製造業等で、敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上、または建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の工場又は事業場を設置する場合、通常、緑地と緑地以外の環境施設は敷地面積の 25%以上必要ですが、浜町地区においては、5%以上に緩和しています。また、工業専用地域、工業地域、市街化調整区域においては、10%以上に緩和することができます。（環境活動計画書の提出が必要です。）

### 市街化調整区域での 立地規制緩和

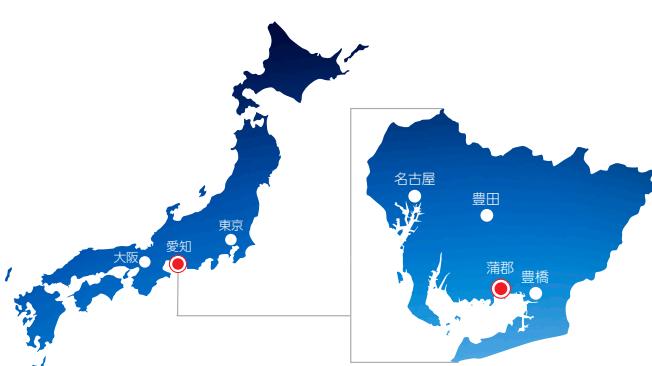
- 蒲郡市都市計画マスタープランに明示された工業としての土地利用を図るべき地区で地区計画を定めた場合、1ha から立地可能です。
- 愛知県から技術先端型業種として認定された工場及び研究所であれば立地可能です。
- 東三河地域の集積業種  として認定された場合、市長が認めた区域内で立地可能です。

### ※ 東三河地域の集積業種 / 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

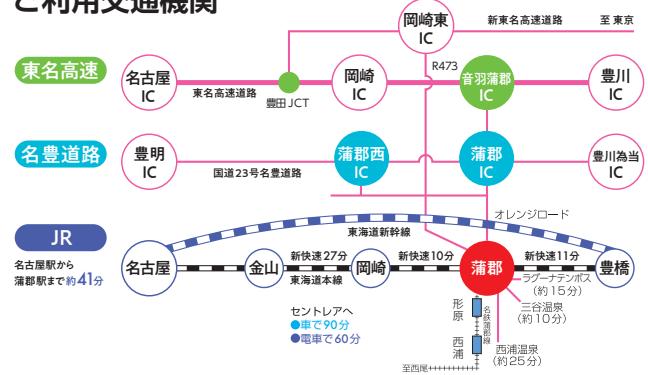
輸送機械関連産業	11 繊維工業、16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）、18 プラスチック製品製造業（別掲を除く。）、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 973 医療用計測器製造業を除く。）、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
織維関連産業	11 繊維工業、16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）
機械・金属関連産業	11 繊維工業、16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
健康長寿関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）、11 繊維工業、16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。）、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）、71 学術・開発研究機関（711 自然科学研究所に限る。）
新エネルギー関連産業	16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）、30 情報通信機械器具製造業、32 その他の製造業
農商工連携関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業（家具を除く。）、13 家具・装備品製造業、16 化学工業、18 プラスチック製品製造業（別掲を除く。）、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）、30 情報通信機械器具製造業、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
食料・飲料品関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業及び 106 飼料・有機質肥料製造業を除く。）、14 バリブ・紙・紙加工品製造業（1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く。）、1451 重包装紙袋製造業及び 1454 紙器製造業に限る。）、18 プラスチック製品製造業（別掲を除く。）、1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）及び 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。）、21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業に限る。）、24 金属製品製造業（241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。）、26 生産用機械器具製造業（2641 食品機械・同装置製造業及び 2645 包装・荷造機械製造業に限る。）
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維工業（116 外衣・シャツ製造業（和式を除く。）、117 下着類製造業及び 118 和装製品・その他の衣服・織維製身の回り品製造業を除く。）、12 木材・木製品製造業（家具を除く。）、123 木製容器製造業（竹、とうを含む）を除く。）、13 家具・装備品製造業、16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）、18 プラスチック製品製造業（別掲を除く。）、1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）及び 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。）、19 ゴム製品製造業（1933 工業用ゴム製品製造業に限る。）、21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業、2115 理化学製造業・医療用ガラス器具製造業、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業及び 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業を除く。）、24 金属製品製造業（241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業及び 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業を除く。）



# GAMAGORI



## ご利用交通機関



### 市章

昭和30年7月20日制定  
市制施行を記念して一般から公募し、昭和30年7月20日に制定されました。丸に一の字をあしらったこの市章は徳川家の親系、蒲形松平家の家紋を象徴化したものです。



### 市の花「つつじ」

昭和47年11月3日制定  
厳しい環境にもめげず、3月から7月にかけてきれいな花をつけます。青年都市としてのたくましさのなかに、人情と努力の花が開きつつある本市を表現するのにふさわしい花です。



### 市の木「くす」

昭和47年11月3日制定  
常緑樹で、葉には光沢と芳香があり大木になります。成長力に富むことから植物生態学では、21世紀の木といわれ、伸びゆく蒲郡市を象徴するのに相応しい樹木です。



### 市のシンボルカラー「青」

昭和64年1月1日制定  
青は、理想、清潔感などを感じさせる色です。また海と空の色で、海洋性リゾート開発構想を推進する本市にとって、飛躍、発展を象徴する色です。

### お問合せ先

#### 蒲郡市

産業振興部 産業政策課 産業立地推進室

〒443-8601

愛知県蒲郡市旭町17番1号

T E L : 0533-66-1211

F A X : 0533-66-1188

W E B : <https://www.city.gamagori.lg.jp/>

e-mail : ricchi@city.gamagori.lg.jp

